

令和5年8月8日

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。原油価格・物価高騰を受け、農業者の皆様向けの新たな対策が措置されましたので、お知らせ致します。

【さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金】

～ 大変好評を頂いている制度です ～

LED 照明機器、エアコン、冷蔵庫、ボイラー、給湯器、ヒートポンプ、モーター、変圧器、厨房機器を、省エネ設備に更新する際、設備費・工事費の2/3を補助（最大500万円）。

さいたま市内に事業所を有し、1年以上の事業継続の実績を有する中小企業者（個人事業主含む）が対象です。農業を行われている株式会社や個人事業主も対象となります。

令和5年8月30日から、郵送による申請を受付開始します。

「様式第1号（P7）」と「更新設備シート（P9）」に必要事項を記載し、

「チェックリスト（法人用：P17／個人用：P19）」の書類を添付して下記宛にご郵送ください。

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市役所経済局商工観光部産業展開推進課

さいたま市エネルギー価格・物価高騰対策（設備更新）補助金係 宛

先着順での受付ですので、お早めにお申し込みください。

何かご不明な点等ございましたら、いつでもお気軽に村井英樹事務所にご連絡下さい。

【お問合せ先】

浦和区の方（担当：相馬 090-1218-3091）

緑区の方（担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方（担当：舟本 080-6888-2962）

エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新） 補助金のご案内

エネルギー価格・物価高騰への対策に加え、将来的な企業体質強化を図るため、既存設備をエネルギーコストの節減に資する設備※¹へ更新を行う市内に拠点を有する中小企業者等（個人事業主含む）に対し、補助金を交付します。

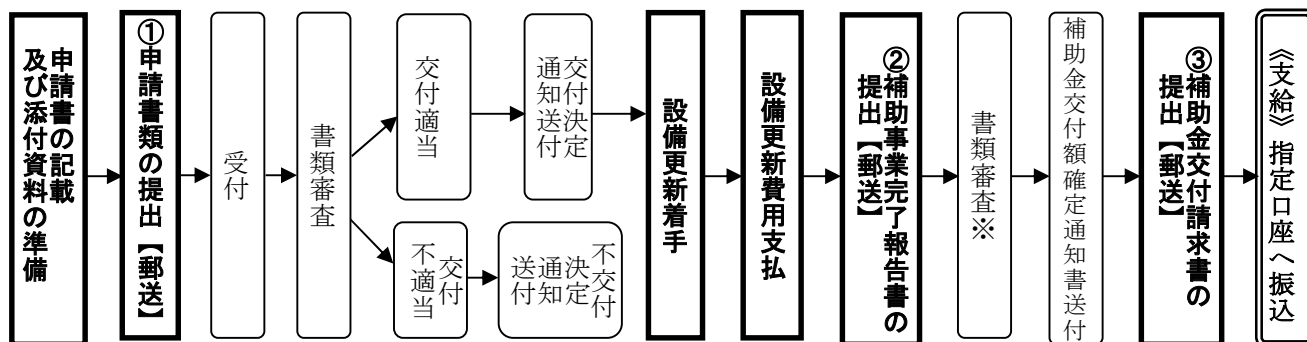
※¹ 次のいずれかの補助金の支給を受けている又は支給を受ける予定のある設備は対象外です。

- ・経済産業省資源エネルギー庁による「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」
又は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」
- ・埼玉県による「CO₂排出削減設備導入事業補助金」

これらの補助金と重複して支給を受けた場合は、本補助金を返還していただきます。

申請期間：令和5年8月30日（水）から同年10月6日（金）まで【当日消印有効】

手続きの流れ



※疑義が生じた場合は、現地調査等を行う場合があります

■■補助金の不正受給は重大な犯罪です■■

虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正行為により、補助金を受け取った場合は支給を取り消し、補助金は返還していただきます。悪質な場合は、刑事告訴をすることがあります。

<問い合わせ先>

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金コールセンター

電話番号 048-829-1408（平日8：30～17：30）

対 象 者

(1) 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する中小企業者

※中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

〔株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（士業法人を含む）、合資会社、合同会社、特例有限会社〕

(2) 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する個人事業主（常時使用する従業員の数が上記①と同様の者に限る）

<主な対象外>

- ア 会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人（＝非営利法人等）例）宗教法人、医療法人、社団法人、協同組合、NPO法人など
- イ 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業）
- ウ 反社会的勢力（暴力団員等）
- エ 宗教活動又は政治活動を目的とする者

補助対象事業

市内に所在する事業所への対象設備の更新に係る事業であって、次の条件をすべて満たすもの

(1) 対象設備

固定費削減効果を耐用年数期間にわたり享受していくため、メーカーにおける現行販売製品を対象とします（中古品含む）

種 別	基 準
①LED照明機器	- 既存の蛍光灯式、水銀灯式又は、白熱灯式照明器具を更新するもの ※照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外とします - 固有エネルギー消費効率が85ルーメン/ワット以上であり、LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること
②高効率空調設備	10年以上前に製造された既存設備を更新するもの (更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のもの)
③業務用冷蔵庫等	
④高性能ボイラ	トップランナー基準を達成※1するもの、経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」（令和4年度補正予算）※2において補助対象設備として登録・公表されているもの、又は、消費電力が既存設備と比較し15%以上の省エネ改善効果が期待できるもの
⑤業務用給湯器	
⑥産業ヒートポンプ	
⑦産業用モータ	
⑧変圧器	
⑨業務用厨房機器	10年以上前に製造された既存設備を更新するもの (更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のもの) - 既存の高効率ではない業務用厨房機器を高効率業務用厨房機器※3、又は、トップランナー基準※1を達成するものへ更新するもの

※1 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた令和5年8月30日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの

※2 補助対象設備は <https://sii.or.jp/shitei04r/search/> より確認可能

※3 内炎式バーナー又は火炎角度を内向きにした低放射バーナーを搭載したもの、又は、低放射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。）、又は、電磁誘導加熱方式によるもの

(2) 注意事項

- 補助金の交付決定後に工事に着手するとともに、令和6年1月31日（水）までに補助事業を完了し、かつ「補助事業完了報告書」を提出できること
- 現に専ら事業の用のみに供する設備であること
 - ※店舗兼住宅における空調設備等の更新で、事業所として使用する以外の部分（居住スペース等）へ効果が波及する設備・工事は対象となりません
- 経済産業省資源エネルギー庁による「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」又は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」又は、埼玉県による「CO2 排出削減設備導入補助金」の支給を受けている又は、受ける予定のある設備ではないこと
- 原則として市内事業所から調達すること

補助対象経費

経費区分	内 容
設備費	更新に不可欠な設備等※1の購入に要する経費
工事費	更新に不可欠な工事に要する経費

※1 補助対象設備及び補助対象設備を稼働させるために必要な範囲の設備

○撤去費、廃棄処分費、フロンガス回収費、リサイクル費、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めません

補助金額

- (1) 補助率：補助対象経費の総額の3分の2以内（千円未満切捨て）
- (2) 補助上限：500万円 ※補助申請は1事業者あたり1回限り

申請方法

郵送による申請

※追跡記録が可能な郵送方法をお勧めします

※消印日等の基準による先着順での受付となります。全ての書類が揃った時点を受付日とします

※書類に不備等がある場合（記入不備を含む）は、全ての書類が揃うまで受付とはなりません

※補助金の予算額に達し次第、受付を終了とし、同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付となります

※本事業に関する情報は、適宜次のホームページ上でお知らせいたします

<https://www.city.saitama.jp/005/001/002/p098530.html>



ホームページはこちら

(1) 申請書の配布方法

①市ホームページからダウンロード

【検索方法】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 助成金・補助金 > 「さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金」について

②窓口配布（各区役所情報公開コーナー内）

(2) 添付書類

①様式第1号「さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付申請書」

②添付書類（詳細は「添付書類チェックリスト」をご参照ください）

本人確認書類及び、申請者を証する書類（法人のみ）、継続して1年以上の事業実績を証する書類、市内の事業所を証する書類、設備に係る書類、誓約と承諾に係る書類

補助事業内容に変更が生じた場合

(1) 更新する設備の内容、設備費、工事費等に変更が生じた場合は、「内容変更等承認申請書」の提出が必要となる場合がありますので、**変更前にお問い合わせください**

※補助金交付決定額の変更を伴う変更や、更新する設備の種類の変更、また補助事業を廃止する場合などは、必ず「内容変更等承認申請書」の提出が必要となります

※補助金の内容変更等承認を受けずに補助事業を進めた場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください

※補助事業内容の変更により補助金交付決定額を増額することはできません

補助事業完了後

(1) 「補助事業完了報告書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて補助事業の完了日から30日以内もしくは令和6年1月31日（水）のいずれか早い日までに**郵送**により提出してください

※補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用しポイント等が付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払い時にポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減算し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません

※期限までに提出されない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります

※「補助事業完了報告書」が提出された後、書類審査を実施します。書類審査にて疑義が生じた場合は、現地調査等を行う場合があります

(2) 添付書類

①設備を納品、工事等により更新し、その明細がわかる納品明細書、工事完了明細書等の書類

②支払いを証する書類（預金通帳等の写し）

③更新した設備の仕様等が分かる書類（カタログ等）

④更新した設備の設置写真等

補助金請求

(1) 書類審査後、「補助金交付額確定通知書」を送付しますので、その後「補助金交付請求書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて提出してください

(2) 添付書類

①補助金交付額確定通知書の写し

②振込先口座が分かる書類（通帳の口座情報の記載ページの写し等）

<申請書類の郵送先>※切り取ってご使用ください

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所経済局商工観光部産業展開推進課

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金係 行

様式第1号（第7条関係）

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付申請書

年 月 日

さいたま市長 宛

標記の補助金の交付を受けたいので、さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付要綱第7条の規定に基づき以下のとおり申請します。

1. 申請者 ※更新設備の所有者となるもの

申請者 ☒ (チェック)	☐ 法人 ☐ 個人事業主	
個人事業主住所／ 法人本社所在地	〒 ー (建物名・店舗名・部屋番号等)	
個人事業主氏名／ 法人名称・連絡先	(フリガナ) -----	電話番号
法人代表者氏名 (法人のみ)		
本件申請に係る 担当者・連絡先	担当者	
	電話番号	FAX
	E メールアドレス	

2. 事業内容

業種 ☒ (チェック)	☐ ①製造業 ☐ ②建設業 ☐ ③運輸業 ☐ ④農業 ☐ ⑤情報通信業 ☐ ⑥金融保険業 ☐ ⑦不動産業 ☐ ⑧旅行業 ☐ ⑨卸売業 ☐ ⑩サービス業 ☐ ⑪物品賃貸業 ☐ ⑫宿泊業 ☐ ⑬娯楽業 ☐ ⑭教育・学習支援業 ☐ ⑮医療・福祉 ☐ ⑯小売業 ☐ ⑰飲食店 ☐ ⑱上記以外の業種 ()		
従業員数 ☒ (チェック)	☐ 0～50人 ☐ 51～100人 ☐ 101～300人 ☐ 上記以外 ()人 ※常時使用する従業員の数		
設立年月日	年 月 日	資本金	円

3. 申請金額

項 目	金 額
補助対象経費（税抜）※様式Aから転記	円
補助金交付申請額 ※様式Aから転記 ※経費の2/3(千円未満切捨て)と500万円を比較して低い額	円

事務処理欄	收受	No.
-------	----	-----

更新設備シート

更新設備シート番号

※更新する設備の情報を、記入して下さい。

※更新設備が複数ある場合は、コピーして使用下さい。

(/)

○設備概要

設備設置場所	〒 さいたま市 区 ☐ 申請者の個人事業主住所/法人本社所在地と同じ (☑チェックすれば記入不要) (建物名、店舗名、部屋番号等)			
使用者である 中小企業者 ※貸主が申請する 場合のみ記入	※設備設置場所が貸借用不動産等の場合は、使用者である中小企業者（借主）を記入ください 個人事業主氏名／法人名称			
種別 (☑チェック)	☐ LED 照明機器 ☐ 高効率空調設備 ☐ 業務用冷蔵庫等 ☐ 高性能ボイラ ☐ 業務用給湯器 ☐ 産業用ヒートポンプ ☐ 産業用モータ ☐ 変圧器 ☐ 業務用厨房機器			
	既存設備		更新設備	
メーカー				
型番				
設置台数	台		台	
更新設備において見込まれる省エネ効果 (☑チェック)				
既存設備 (カタログ値) (A)		更新設備 (カタログ値) (B)		省エネ改善効果 (A - B) / A × 100
☐ 消費電力 ☐ ガス使用量 ☐ 重油・軽油 ・灯油使用量		☐ 消費電力 ☐ ガス使用量 ☐ 重油・軽油 ・灯油使用量		%
設備調達先が 市外事業所の理由 (☑チェック)	☐ 設備の調達先が市外事業所に限定される (市内事業所では、設備の取り扱いがなく調達できない場合 等) ☐ 納期の都合 (市内事業所から調達すると、補助事業完了報告書の提出が期限内に間に合わない場合 等) ☐ 設備整備の都合 (設備の整備が市内事業所では困難な場合 等)			

更新設備に係る見積金額内訳書

(単位：円)

見積書の作成者 (会社名等)	対応する 更新設備シート番号	設備種別	① 補助対象経費 (税抜)	② 補助対象外経費 (税抜)	③ 消費税等	①+②+③ 見積総額 (税込)
		合計				
		補助金交付申請額		①補助対象経費(税抜)の合計の 2/3(千円未満切捨て)と 500 万円を比較して低い額		

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約書

記

- ・本補助金の交付対象及び交付要件に該当することを確認したうえで申請します。
- ・暴力団又は暴力団員ではありません。
- ・法人にあっては、その役員の中に暴力団員に該当する者はありません。
- ・暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者、若しくは自らの事業活動について暴力団員による支配を受けている者ではありません。
- ・暴力団排除のため、必要な情報を、市が官公庁へ照会することに同意します。なお、法人にあっては、このことについて役員全員が了承していることを確認しています。
- ・公序良俗に反する事業内容ではありません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでいません。
- ・宗教活動又は政治活動を目的としていません。
- ・市税を滞納していません。
- ・市の貸付金の償還は滞っていません。
- ・市の給付金等の返還義務はありません。
- ・本補助金の交付後も、事業を継続する意思があります。
- ・更新設備は専ら事業の用に供する設備で間違いありません。
- ・本補助金の業務に必要な範囲において、調査及び追加資料の提出に同意します。
- ・本補助金の交付事務に必要な範囲において、市税の賦課徴収情報及び住民登録情報を利用すること、かつ申請に係る情報を関係所管官庁に照会することに同意します。
- ・本補助金で提出、受領した書類は、本補助事業の完了した年度の翌年度から 5 年間保管します。
- ・当該申請設備は、本補助金を含め、その他一切の補助金と重複して申請しておりません。
- ・交付要件を満たさないときは、補助金を交付されないこと、また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求められることを了承します。
- ・市外事業所から設備を調達した場合、その理由について市の確認の求めに応じることを承諾します。

【本補助事業の申請者が、貸主の場合】

- ・さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書を提出します。

本補助金申込にあたり、私は、補助金の交付の対象となる者として上記の要件をすべて満たしていることを誓約及び同意の上、署名します。

年 月 日
(宛先) さいたま市長

(申請者)

個人事業主氏名／

法人名称及び代表者氏名（自署）

借主である中小企業者が記入
※申請者が貸主の場合のみ提出

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る

誓約及び承諾書

下記項目に☑（チェック）及び記入をお願いします。

業種 ☑（チェック）	☐ ①製造業 ☐ ②建設業 ☐ ③運輸業 ☐ ④農業 ☐ ⑤情報通信業 ☐ ⑥金融保険業 ☐ ⑦不動産業 ☐ ⑧旅行業 ☐ ⑨卸売業 ☐ ⑩サービス業 ☐ ⑪物品賃貸業 ☐ ⑫宿泊業 ☐ ⑬娯楽業 ☐ ⑭教育・学習支援業 ☐ ⑮医療・福祉 ☐ ⑯小売業 ☐ ⑰飲食店 ☐ ⑱上記以外の業種（ ）		
従業員数 ☑（チェック）	☐ 0～50人 ☐ 51～100人 ☐ 101～300人 ☐ 上記以外（ ）人 ※常時使用する従業員の数	資本金	円

記

- ・本補助金の交付対象及び交付要件に該当することを確認しました。
- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主含む）です。
- ・会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人（＝非営利法人）ではありません。
- ・暴力団又は暴力団員ではありません。
- ・法人にあっては、その役員の中に暴力団員に該当する者はありません。
- ・暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者、若しくは自らの事業活動について暴力団員による支配を受けている者ではありません。
- ・暴力団排除のため、必要な情報を、市が官公庁へ照会することに同意します。なお、法人にあっては、このことについて役員全員が了承していることを確認しています。
- ・公序良俗に反する事業内容ではありません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでいません。
- ・宗教活動又は政治活動を目的としていません。
- ・本補助金の交付後も、事業を継続する意思があります。
- ・更新設備は専ら事業の用に供する設備で間違いありません。
- ・本補助金申請に係る更新設備について、更新の内容を承諾しています。
- ・本補助金の交付審査にあたっての必要な調査及び資料の提出に同意します。

申請者が本補助金の申込をするにあたり、私は、上記の要件をすべて満たしていることを誓約及び承諾の上、署名します。

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（承諾者）

個人事業主氏名／

法人名称及び代表者氏名（自署）

添付書類チェックリスト

法人用

添付書類を確認後、チェック欄に記入し、申請書と合わせて提出

No.	必要書類	チェック ☑
1	申請者を証する書類①②のいずれかの書類を提出 （コピーまたは写真可） ①法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行3か月以内）又は、登記情報閲覧サービスによる法人登記情報（発行3か月以内） ②国税庁の法人番号公表サイトによる法人情報	☐
2	継続して1年以上の事業実績を証する書類①②の全てを提出 （コピーまたは写真可） ①直近決算期の 法人税 申告書別表一控え ※収受印のあるもの。e-Taxの場合は 受信通知（メール詳細） も添付のこと ②法人事業概況説明書（両面） （法人税確定申告書別表一に売上金額の記載がある場合は不要）	☐
3	市内の事業所を証する書類①②のいずれか一方、及び③を提出 （コピーまたは写真可） ①（事業所を所有している場合）建物に係る不動産登記簿謄本（発行3か月以内）、又は固定資産税評価証明書、若しくは固定資産税納税通知書（表紙及び設置場所住所が確認できる部分） ※事業所を中小企業者に貸している場合は、事業所の最新の賃貸借契約書も提出 ②（事業所を借りている場合）事業所の最新の賃貸借契約書 ③建物の外観の写真（申請者の事業者名が確認できること）	☐
4	設備に係る書類①②③④全てを提出 （コピーまたは写真可） ①更新する設備の見積書 ※記載事項として、事業者名、代表者名、所在地、電話番号の記載があるもの ※内訳として、設備の型番、台数、設備費、工事費の記載があるもの ②更新設備に係る見積金額内訳書（様式A） ③更新する設備の仕様がわかる書類（カタログ、ホームページ画像 等） ※消費電力若しくはガス消費量又は重油・軽油・灯油消費量がわかるものを添付 ④「a 更新前の既存設備の設置写真」、「b 既存設備に貼付等されているメーカー名及び、製品型番が明記された写真（複数台数の更新を予定している場合は台数分）」、「c 設置場所の見取り図」の3種類 ※添付する写真は、はっきりと判別できるものであること。 ※bについて、既存設備が高所に設置されているなどのために写真を撮ることが難しい場合は、撤去時に撮影し、「補助事業完了報告書」と併せて提出すること。 ※高効率空調設備を更新する場合、室内機/室外機いずれも台数分の写真を添付すること。	☐
5	誓約と承諾に係る書類を提出 （①は必ず提出。②は申請者が事業所の貸主の場合のみ借主が記入し提出） ①さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約書（様式B） ②さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書（様式C）	☐
6	提出書類を全てコピーし、保管済みである	☐

添付書類チェックリスト

個人事業主用

添付書類を確認後、チェック欄に記入し、申請書と合わせて提出

No	必要書類	チェック ☑
1	本人確認書類を提出 以下のいずれかの書類1つ。コピーまたは写真可。有効期限内であること。氏名及び住所が確認できるものであること。裏面に住所等の変更記録が記載されている場合は裏面も必要。 ・運転免許証、健康保険証、その他の公的機関が発行した本人確認書類の写しなど	☐
2	継続して1年以上の事業実績を証する書類を提出 （コピーまたは写真可） ※裏面の（1）～（3）を参照し、該当する項目にチェック	※裏面の (1)～(3)
3	市内の事業所を証する書類①②のいずれか一方、及び③を提出 （コピーまたは写真可） ①（事業所を所有している場合）建物に係る不動産登記簿謄本（発行3か月以内）、又は固定資産税評価証明書、若しくは固定資産税の納税通知書（表紙及び設置場所住所が確認できる部分） ※事業所を中小企業者に貸している場合は、謄本等の他、事業所の最新の賃貸借契約書も提出 ②（事業所を借りている場合）事業所の最新の賃貸借契約書 ③建物の外観の写真（申請者の事業者名が確認できること）	☐
4	設備に係る書類①②③④全てを提出 （コピーまたは写真可） ①更新する設備の見積書 ※記載事項として、事業者名、代表者名、所在地、電話番号の記載があるもの ※内訳として、設備の型番、台数、設備費、工事費の記載があるもの ②更新設備に係る見積金額内訳書（様式A） ③更新する設備の仕様がわかる書類（カタログ、ホームページ画像等） ※消費電力若しくはガス消費量又は重油・軽油・灯油消費量がわかるものを添付 ④「a 更新前の既存設備の設置写真」、「b 既存設備に貼付等されているメーカー名及び、製品型番が明記された写真（複数台数の更新を予定している場合は台数分）」、「c 設置場所の見取り図」の3種類 ※添付する写真は、はっきりと判別できるものであること。 ※bについて、既存設備が高所に設置されているなどのために写真を撮ることが難しい場合は、撤去時に撮影し、「補助事業完了報告書」と併せて提出すること。 ※高効率空調設備を更新する場合、室内機/室外機いずれも台数分の写真を添付すること。	☐
5	誓約と承諾に係る書類を提出 （①は必ず提出。②は申請者が事業所の貸主の場合のみ借主が記入し提出） ①さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約書（様式B） ②さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書（様式C）	☐
6	提出書類を全てコピーし、保管済みである	☐

裏面に続く

※継続して1年以上の事業実績を証する書類について

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の主たる収入を確認の上、(1)～(3)のどれかに必ずチェック。

令和4年分の確定申告	提出書類		チェック ☒
(1) 確定申告の主たる収入が事業収入(営業等・農業)または不動産収入である	○ <u>令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表</u> ※収受印のあるもの e-Tax の場合は受信通知(メール詳細)も添付のこと		☐
(2) 確定申告の主たる収入が雑収入または給与収入である	<u>以下の書類3つの全てを提出</u> ○ <u>令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表</u> ※収受印のあるもの ※e-Tax の場合は受信通知(メール詳細)も添付のこと ○ <u>令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表</u> ○ <u>雑収入または給与収入が、雇用契約によらない事業性のある収入であるとわかる書類</u> (業務委託契約書等) ※事業性がわからない場合等は、追加の資料をお願いすることがあります。		☐
(3) 合理的な理由により確定申告をしていない場合 ①または②を提出	①	<u>以下の書類2つの全てを提出</u> ○ <u>営業実態が確認できる書類</u> (申請月の前月まで1年分の売上帳簿等) ○ <u>事業性が確認できる書類</u> (開業届、業務委託契約書、許認可証の写し等)	☐
	②	○ <u>令和5年度の市民税申告書(収受印のあるもの)</u> ※収入の内訳によって追加資料をお願いすることがあります。	☐

【記入例】

様式第1号（第7条関係）

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付申請書

令和5年 X月 X日

さいたま市長 宛

標記の補助金の交付を受けたいので、さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付要綱第7条の規定に基づき以下のとおり申請します。

いずれかを必ずチェック

1. 申請者 ※更新設備の所有者となるもの

申請者 ☒ (チェック)	☒ 法人 ☐ 個人事業主	
個人事業主住所／法人本社所在地	〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 (建物名・店舗名・部屋番号等) OOビル2階	
個人事業主氏名／法人名称	(フリガナ) OOショウジカブシキガイシャ OO商事株式会社	電話番号 048-XXX-XXXX
法人代表者氏名 (法人のみ)	代表取締役 埼玉 太郎	
本件申請に係る 担当者・連絡先	担当者 経理 埼玉 花子	
	電話番号 048-XXX-XXXX	FAX 048-XXX-XXXX
	Eメールアドレス saitama-hanako@xxxx.co.jp	

2. 事業内容

いずれかを必ず チェック、又は記入	業種	☐ ①製造業 ☐ ②建設業 ☐ ③運輸業 ☐ ④農業 ☐ ⑤情報通信業 ☐ ⑥金融保険業 ☐ ⑦不動産業 ☐ ⑧旅行業 ☐ ⑨卸売業 ☐ ⑩サービス業 ☐ ⑪物品賃貸業 ☐ ⑫宿泊業 ☐ ⑬娯楽業 ☐ ⑭教育・学習支援業 ☐ ⑮医療・福祉 ☐ ⑯小売業 ☐ ⑰飲食店 ☐ ⑱上記以外の業種 ()		
	従業員数 ☒ (チェック)	☐ 0～50人 ☐ 51～100人 ☐ 101～300人 ☐ 上記以外 () 人 ※常時使用する従業員の数		
設立年月日	平成15年4月1日	資本金	1,000,000円	

3. 申請額の金額内訳

項目	2,000,000 (③) × $\frac{2}{3}$ =1,333,333.333... ※千円未満切捨て	額	様式Aから転記
補助対象経費（税抜）※様式Aから転記		000,000円	
補助金交付申請額※様式Aから転記 ※経費の2/3(千円未満切捨て)と500万円を比較して低い額		1,333,000円	

事務処理欄	收受	No.
-------	----	-----

設置場所ごと、種別ごとに作成

更新設備シート

複数の設置場所又は複数の設備を導入する場合は、何枚中の何枚かを記入

※更新する設備の情報を、記入して下さい。

※更新設備が複数ある場合は、コピーして使用下さい。



例：1 / 2、2 / 2

○設備概要

1の申請者の住所または所在地と同じであればチェックのみ。異なる場合は、必ず設置場所を記入

設備設置場所	〒330-XXXX さいたま市大宮区●●1丁目●番●号 (建物名、店舗名、部屋番号等) ○○ビル2階 ○○○○焼肉 大宮店
使用者である 中小企業者 ※貸主が申請する場合のみ記入	※設備設置場所が貸借用不動産等の場合は、使用者である中小企業者（借主）を記入ください 個人事業主氏名／法人名称
種別 (☒ チェック)	☒ LED 照明機器 ☐ 高効率空調設備 ☐ 業務用冷蔵庫等 ☐ 高性能ボイラ ☐ 業務用給湯器 ☐ 産業用ヒートポンプ ☐ 産業用モータ ☐ 変圧器 ☐ 業務用厨房機器

建物名や店舗名まで記入

種別に必ずチェック

メーカーや販売店、カタログ等で確認の上、必ず記入

	既存設備	更新設備
メーカーや販売店、カタログ等で確認の上、必ず記入	○○株式会社	○○株式会社
型番	000000-1	000000-2
設置台数		1台
省エネ効果		$\frac{(191-159)}{191} \times 100 = 16.75 \dots (\%)$ ※小数第二位以下切捨て
既存設備（カタログ値） (A)	消費電力 191W	消費電力 159W
更新設備（カタログ値） (B)	消費電力 159W	消費電力 16.7%
省エネ効果		$\frac{(A-B)}{A} \times 100$

設備調達先が
市外事業所の理由
(☒チェック)

- ☐設備の調達先が市外事業所に限定される
(市内事業所では、設備の取り扱いがなく調達できない場合 等)
- ☐納期の都合
(市内事業所から調達すると、補助事業完了報告書の提出が期限内に間に合わない場合 等)
- ☐設備整備の都合
(設備の整備が市内事業所では困難な場合 等)

設備調達先が
市外事業者の場合は、
いずれか必ずチェック

(単位：円)

様式第1号「3. 申請額の金額内訳」に転記